

事業実績等の概況

1. 債務保証引受額

(単位：件、千円)

資金区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	115	965,810	135	1,115,600	109	1,181,800
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	-	-	-	-	-	-
一般資金	1,731	7,653,035	1,407	7,039,190	1,463	8,001,490
合計	1,846	8,618,845	1,542	8,154,790	1,572	9,183,290

注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しており、合計に不突合があります(以下2~6の表で同じ)。

2. 債務保証実残高

(単位：件、千円)

資金区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	534	2,474,281	562	2,894,445	579	3,307,363
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	8	5,474	4	1,277	1	162
一般資金	11,092	41,633,541	10,318	40,804,535	9,649	41,259,854
合計	11,634	44,113,296	10,884	43,700,257	10,229	44,567,379

3. 代位弁済額

(単位：件、千円)

資金区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	-	-	-	-	-	-
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	-	-	-	-	-	-
一般資金	13	17,226	11	59,399	10	33,331
合計	13	17,226	11	59,399	10	33,331

4. 求償権残高

(単位：件、千円)

資金区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
農業近代化資金	4	873	2	395	1	27
農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧農業改良資金	-	-	-	-	-	-
旧就農支援資金	-	-	-	-	-	-
一般資金	139	403,612	131	392,308	117	291,286
合計	143	404,486	133	392,704	118	291,314

5. 基金残高

(単位：千円)

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出資金	2,313,870	2,319,350	2,325,630
交付金	443,797	444,989	448,435
繰入金	729,100	729,100	729,100
合計	3,486,767	3,493,439	3,503,165

6. 財産目録 (令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1. 現金・預金	2,705,787	1. 借入金	643,090
2. 有価証券	3,100,917	2. 前受収益	771,152
3. 固定資産	5,819	3. 引当金等	999,593
4. 外部出資	99,590	4. 求償債務	27,142
5. 求償権	291,314	5. その他の負債	15,647
6. 求償権償却引当金	△ 47,651	負債合計	2,456,626
7. その他の資産	37,404		
資産合計	6,193,182	差引純資産	3,736,556

7. 貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(別途掲載の「貸借対照表」をご覧ください。)

8. 損益計算書 (令和7年4月1日～令和8年3月31日)

(別途掲載の「損益計算書」をご覧ください。)

9. 弁済能力比率(保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率の状況) (注1)

(単位：千円)

区 分	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
保証債務の弁済に充てることが可能な額 (A)	4,233,561	4,264,461	4,340,898
債務保証に係る区分された資金ごとの実質保証債務額に 当該区分された資金の償還事故率を乗じて得た額の合計額 (B)	127,119	119,546	106,971
弁済能力比率 (A) / (B) × 100 (注2)	3,330.39%	3,567.18%	4,058.01%

(注1) 弁済能力比率とは、農業信用基金協会の経営の健全性を判断するため、農業信用保証保険法第8条の2の規定に基づき主務大臣（農林水産大臣及び金融庁長官）が定める農業信用基金協会が保証をした金額の総額に照らしその保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準で、200%以上であることとされています。

なお、当協会では、自主基準(令和8年6月3日改定)により当該比率は2,000%を下回らないこととしています。

(注2) 弁済能力比率は、小数点以下第3位を切り捨ての上、小数点以下第2位まで表示しています。